

H 2 3 鳥獣害防止対策事業

	事業名【担当課】	事業内容	事業費 (千円)
1	有害鳥獣捕獲事業 【農業振興課】	鳥獣による農作物被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲に対して補助を行う。 (サル) 1頭につき 18～30千円 270頭分 7,860千円 (イノシシ) 1頭につき 6～10千円 700頭分 5,600千円 (シカ) 1頭につき 6～10千円 510頭分 4,580千円 (アライグマ) 1頭につき 2～5千円 250頭分 860千円 (カラス) 1羽につき 1千円 100羽分 100千円	19,000
2	鳥獣害調査研究事業 【農業振興課】	鳥獣による農作物被害を防止するため、個体調査、捕獲方法を検討し、効果的な被害対策の推進を図る。 総事業費 300千円 負担割合 J A 紀南1/2、市1/2	150
3	狩猟免許取得支援事業 【農業振興課】	有害鳥獣被害の防止推進のため、農家等のわな猟免許取得に対して助成を行う。 負担割合 県1/2、市1/4	285
4	農作物鳥獣害防止対策事業 【農業振興課】	鳥獣被害対策として実施する柵等の施設整備に対して補助を行う 補助基準 防除柵 800円/m、サル用防除柵 2,500円/m 総事業費 14,000千円 負担割合 市1/2、受益者1/2(上限300千円 下限30千円)	7,000
5	野生鳥獣食肉処理施設整備事業 【農業振興課】	市内で捕獲した有害鳥獣の解体及び精肉加工等するための処理施設の設置及び改修等する場合の補助を行うことにより、有害鳥獣を食肉として利用し、地域資源として有効活用する支援体制を整える。 事業期間 H23年度～H25年度 補助対象事業費：上限 4,000千円 補助率：4/5	6,400
6	獣害防止設備設置事業 (元氣かい！集落応援プログラム) 【山村林業課】	鳥獣被害を受けている過疎集落の生活空間を保全し、生きがいづくりの創出等集落再生の取組を推進するため、集落全体を囲う集落に対し、鳥獣害防止設備材料を支給する 支給内容 各行政局管内で高齢化率50%を超える自治会のうち、2戸以上の人家がまとまった地域で人家からおおむね30mの範囲を柵等で囲うための材料費 支給限度額 1m当たり1,000円	15,920
7	里山生活空間保全事業 (元氣かい！集落応援プログラム) 【山村林業課】	鳥獣害防止や被害を及ぼす恐れのある立木から建屋等を守るため、建物等に隣接する立木の伐採を行う者に対して補助金を交付する 交付要件 山村振興法施行令第1条に定める要件に該当している地域(各行政局(但し、旧本宮村地域は除く)、旧秋津川村、旧長野村の地域) 建物等の所有者は、伐採する立木に所有権を有しない者 建物等から30m以内の立木の伐採 補助率 建屋等1戸当たり対象事業費の1/2、上限100千円	4,000
8	過疎集落再生・活性化支援事業 【山村林業課】	過疎集落再生・活性化支援事業費補助金(県100%) 過疎生活圏を対象に、日常生活機能の確保や地域資源を活用した活性化などの総合的な取組に対する支援 過疎生活圏 昭和合併前の旧町村や中学校区を想定 補助限度額 1生活圏当たり10,000千円(3か年の総額) 実施主体 三川村生活圏 事業内容 耕作放棄地を復興し、農作物を生産する 鳥獣害防止柵の設置(市補助1/3を加算する) 地域特産品の販売促進(加工品の開発等) 特産品販売での顧客等との地元での交流事業ほか	1,333 (4,019千円のうち鳥獣害防止柵設置に係る事業費)